

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和 8 年度第 1 回飯能市文化財保護審議委員会
開 催 日 時	令和 8 年 9 月 2 9 日 (火) 開会 午後 1 時 0 0 分 閉会 午後 4 時 0 0 分
開 催 場 所	富士見地区行政センター 第 2 会議室
議 長 氏 名	須田 勉
出 席 委 員	須田 勉 林 宏一 小槻 成克 木村 立彦 柳 正博 倉川 博 高澤 等 加藤 栄子
欠 席 委 員	羽生 修二 小峰 孝男
説 明 者 の 職 氏 名	文化財担当主幹 熊澤 孝之 文化財担当主任 前田 真樹 文化財担当主任 鎌田 翔
傍 聴 者 の 数	なし
会 議 次 第	別紙のとおり
配 布 資 料	令和 8 年度第 1 回飯能市文化財保護審議委員会次第 「飯能市文化財保存活用支援団体」について (資料 1 - 1) 文化財保護法抜粋 (資料 1 - 2) 飯能市指定文化財について (資料 2 - 1 , 2 , 3) 令和 8 年度文化財関係事業計画及び報告について (資料 3) 令和 8 年度地域文化財総合活用推進事業について (資料 4)
事 務 局 職 員 職 氏 名	博 物 館 長 村上 達哉 文化財担当主幹 熊澤 孝之 文化財担当主任 前田 真樹 文化財担当主任 鎌田 翔

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過)・決定事項

1 議 事

(1) 飯能市文化財保存活用支援団体について

飯能市文化財保存活用支援団体の指定について、資料 1-1, 1-2 に基づき文化財保護法の規定を参照しつつ市内部での検討の状況について説明した。また、団体を指定する際の流れについて、教育委員会から文化財保護審議委員会に諮問し、その答申をいただいたうえで、それを受けて教育委員会で議案として上程するという順序で事務手続きを行いたい旨を説明し、ご了承いただいた。

(2) 飯能市指定文化財について

令和 8 年度における飯能市の指定文化財候補について、資料 2-1 ~ 2-3 に基づき以下 3 案を提示した。また、案 1 について現地視察を実施した。

案 1 円福寺 鉄造聖観音立像 (追加指定)

案 2 見光寺 木造地藏菩薩坐像

案 3 宝光寺 木造地藏菩薩立像

これら 3 案について、指定のための調査・審議を進めることとした。

2 報告事項

(1) 令和 8 年度 文化財関係事業計画及び報告について

文化財担当の事業について資料 3 に基づいて説明した。

(2) 令和 8 年度 地域文化財保存活用推進事業について

文化庁補助金を活用した地域文化財保存活用推進事業について、資料 4 に基づいて説明した。

会 議 録 (3)

発言者	発 言 内 容
	午後 1 時 0 0 分 開会
主任	〔開会〕 皆様、こんにちは。本日はご多用のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。飯能市文化財保護条例第 1 7 条第 2 項に規定されています「委員の 2 分の 1 以上の出席」をいただきましたので、これより令和 8 年度第 1 回飯能市文化財保護審議委員会を開会いたします。本日の会議は原則公開となっております。
主任	〔挨拶〕 議事に先立ちまして、委員長よりご挨拶をお願いいたします。
委員長	(委員長挨拶)
主任	ありがとうございました。 令和 8 年度当初の機構改革により、文化財担当が生涯学習課から博物館に組織替えとなりました。本年度より文化財担当を所管することになりました博物館長からご挨拶させていただきます。
館長	(博物館長挨拶)
主任	ありがとうございました。
委員長	それでは議事に入る前に、会議の傍聴の有無について確認をお願いします。
主任	本日は傍聴希望者はおられません。
委員長	〔議 事〕 それではこれより議事に入ります。議事(1)「飯能市文化財保存活用支援団体の指定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
主幹	(資料 1－1， 1－2 に基づき説明)
委員長	ありがとうございました。委員の皆さまからは質疑等はございますか。
委員長	私はたいへん良い試みであると考えます。ただ、例えば想定する団体に挙がっ

	ている観光協会などは、現在公になっている資料の活動方針のなかで、文化財について触れている箇所がないなど、文化財に対する理解が十分ではない感じを受けます。
委員	委員長のお話しを受けまして、文化財と観光について、例えばお隣の秩父では秩父まつりがありますが、観光の観点では「日本三大曳山祭」などという言い方でアピールしがちですが、文化財の視点からすれば祭の屋台行事とか神楽が無形民俗文化財として価値があるかどうかが重要なので、「三大云々」などという言い方はなじまない側面があります。各団体との連携も必要ですが、組織的に一体となってやるということには課題もあるように思います。所管する行政の部署同士でも関係を密にしてもらいたいと思います。
委員	私も観光協会で4年あまり活動していますが、ご指摘のとおり、あまり文化財のことについては考えが及んでいない側面があります。とはいえ、お祭りのお囃子のことであるとか、双盤念仏のことだとかを聞かれることはよくあるので、需要はあるのだと思います。ただ、観光協会も職員が少なく多忙でありますので、職務を整理して文化財のこともうまく扱えるようにしたほうがよいとは思いますが、それには行政の後押しも必要になるでしょう。
委員	観光協会と協力して観光関係の地図に文化財についても触れてもらうことができればよいのではないのでしょうか。
委員	岐阜県高山市などでは、観光課にも必ず1名以上の学芸員を配置していると聞きます。そのようなことができれば取り組み方も変わるのではないのでしょうか。
委員	エコツーリズム協議会について、立ち上げの時から携わっていました。立ち上げの際に関係するNPO法人などから指導をいただき活動していたころはもう少し文化財に関する取り組みもありましたが、最近は取り組みも減ってきています。中には「エコ」ツーリズムという名前の活動で文化財はあまり関係ないのではと考える方もいると聞きます。
委員	郷土史研究会について携わっていますが、歴史の研究と観光への活用というのは方向性が違うと感じています。岐阜県関ヶ原町が歴史と観光については盛り上がっているとは思いますが、研究者の視点からすれば危ういと感じるところもあります。協力が必要なのはもちろんですが、上部団体を作って話をうまくとりまとめられるような構造を作るとか、工夫が必要です。
委員	指定する団体について、団体の数であるとか、指定する期間などについて何か決まりはありますか。

主幹	数や期間について、特に定めるつもりはありません。
委員	仮に認定を解除するといったことが必要になったときはどうしますか。
主幹	仮に団体が活動できないような状態になった場合には、団体側から「指定を解除してください」という申請を出していただくようなやり方を考えています。 ただ、支援団体とは「文化財をツールにして何をやっていこうか」ということを話し合う時間を作り、サポートしていきたいと考えています。
委員	福祉の団体で活動していたときに、国の助成金を受けたことがあります。申請も大変でしたが、その後の報告や審査、それから監査を受けるときがもっと大変でした。事務局も負担がかかると思われますので、指定される団体の側にもある程度の事務能力が必要だと考えます。
委員長	他に質疑はございますか。 (なしの声あり)
委員長	では、議事（１）については以上といたします。 続きまして、議事（２）を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
主幹	(資料２－１～２－３に基づき説明)
主幹	この後、案１の「円福寺 鉄造聖観音立像」について、現地視察を予定しています。準備いたしましたので、お車までお願いいたします。 (視察のため移動)
主幹	〔円福寺にて〕 こちらの案１の仏像につきまして、すでに頭部が「西念銘銅造観音菩薩頭部」という形で市指定となっております。かつて、指定にあたっての調査をした際には、頭部は古いものの胴体についてはそれより新しい時代のものではないかということになり、頭部のみの指定となった経緯があります。 ただ、仏像が納められていたお堂が数年前の台風で流されてしまったということがあります、それをきっかけに再調査をしたところ、鑄造された年代について胴体も頭部と同じであろうという判断をいただきました。 そのため、頭部だけでなく胴体や台座部も含め、仏像全体を一体のものとして追加指定をしたいと考えております。

委員	(仏像を指し示しながら詳細な解説を行う) (視察から戻り、議事を再開)
委員	案１について、再調査の結果、年代が頭部とは別とされていた胴体も同時期のものと見てよいのではないかということで、これは胴体や台座も含めて追加で指定するという形でご審議いただきたいと思います。 案２について、見光寺の木造地藏菩薩坐像ですが、このような台座の下の方に向かって着衣の裾が垂れている、このようなお姿の仏像を「法衣垂下像」と呼んでいます。この様式は、鎌倉時代後期から南北朝時代にかけて多く作られました。特に鎌倉地方を中心に流行した当時の中国表現の仏画を手本にして、このような様式が流行したというふうに考えられます。この像は、時代は南北朝、14世紀、顔の表情とか、全体の体つきなどを見ると、既に県の指定になっている法光寺の地藏菩薩像と遜色なく、顔の表情などもよく似ています。一部に修理して形が変わってしまった箇所はあるものの、全体の造形、構造、それと、顔の表情がいいです。これらのことから、法衣垂下像の典型的な作例の一つとして、指定してよろしいのではないかと考えます。 案３について、この仏像は非常に大きくて立派なもので、まず特徴としてこの大きさが挙げられます。また、金泥彩も非常によく残っていてきれいです。これは江戸時代に修繕されたものですが、顔の表情などから推察すると鎌倉時代のものであるといえます。やや厳しさを感じられるような表情で、等身に近い154センチ、全体のプロポーションも腰高で、スマートなスタイルの良い地藏菩薩です。市内にあるものとしては存在感のある仏像というふうに考えていいと思います。これは鎌倉時代の有名な仏師・運慶の作風を受け継いでいます。実際に運慶は東北や関東に来て、鎌倉でも仕事をしていたと考えられています。このような本格的な寄木造のもので、運慶の気風を受け継いだ、これを作った仏師も鎌倉で活動していたと思われます。このようなことから、この辺りの土地柄が鎌倉の有力な武士や御家人、もしくは寺領などと深くつながりがあった、そのようなことが推察できます。制作年代は13世紀後半で、おそらく第4四半期ではないかと考えます。 当時の鎌倉地方の正当な彫刻様式をきちんと伝えている像で、これだけ立派な姿が残されているものは少ないので、これはぜひ指定をするべきではと考えます。ご審議をお願いいたします。
委員長	ありがとうございました。 ご質問はありますか。
委員	案１の名称について、案のうえでは「鉄造聖観音立像」とありますが、現在すでに指定されている頭部の名称は「西念銘銅造観音菩薩頭部」となっています。

	この名称には差異があるように感じられますが、整合性はとれているのでしょうか。
委員	胴体は明らかに観音菩薩のお姿をしています。頭部と体の整合性についてですが、おそらく制作の際に原型を土の型で作ったと思われますが、それで鑄造をしたときに頭部がうまく形にならなかったのではないかと。そこで、いったん頭部を切り離し、新たに頭部を銅で作り直した。そのような理解でよろしいのではと考えます。もともと計画していた材質は鉄造なので、「鉄造」はこのままでもよいと思われます。ただ、備考か何かで「頭部は銅造である」旨をはっきり書いておくなどしたほうがよいのではないかと思います。
主幹	名称の整合性については事務局で検討し、再度ご相談させていただきます。
委員	案2について、修理の結果、もともとついていなかった垂下部の衣紋表現が新たに付け加えられてしまったということはないのですか。
委員	そうではなく、もともと壊れやすい・外れやすい部分であり、それが外れてしまったのだと考えられます。修理する際に元の形を十分考慮せずに修理してしまったのではないかとというふうに考えられます。
委員長	ほかにご質問はありますか。 (なしの声あり)
委員長	では、事務局によって提示されました仏像3件につきましては、令和8年度の指定文化財候補として、調査を進めていただければと思います。 議事につきましては以上となります。
委員長	〔報告事項〕 続きまして、報告事項に入りたいと思います。会議資料の報告事項についてご覧ください。 報告事項(1)「令和8年度 文化財関係事業計画及び報告について」事務局より説明をお願いします。
主任	(資料3に基づいて説明)
委員長	質問はありますか。
委員	文化財調査について、「英道の打刀」には錆があったということですか。打ち粉で手入れをすれば取れるのではないのでしょうか。

主任	曇りや錆がありました。飯能市刀剣会会長にもご同行いただき、打ち粉で手入れを実施しましたが、それでも取り切れないものがありました。
委員	研ぎは費用がかかりますが、錆が中にまで染み込んでいくと大変ですので、なるべく早く研いだほうがよいと思われます。また、おそらく個人で管理されていて、日頃の手入れが難しいので、博物館に寄託をしていただいて、博物館でチェックをしたほうがよいのではないのでしょうか。
委員	カモシカ滅失について、件数が多いようですが何か病気などの原因があるのですか。
主幹	確かに今年は件数が多いです。ただ、何かの病気とかではなく、カモシカの生息数が増えてきており、今までは山の中で亡くなっていたものが麓にまで下りてきて亡くなるというケースが増えているのではないかと考えています。
委員長	他に何かありますか。 特にないようですので、報告事項は以上とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しします。
主幹	〔その他〕 慎重審議、誠にありがとうございました。その他につきましては、事務局から今年度の文化財保護審議委員会の予定について、ご連絡させていただきます。 第2回の審議委員会は、令和9年1月頃を予定しております。第2回では、指定文化財について諮問させていただき、指定文化財について審議をいただきたいと考えております。併せて、文化財保存活用支援団体の指定について、諮問と答申をいただきたいと考えております。 第3回目の審議委員会は、令和9年3月頃を予定しております。指定文化財についての答申をいただきたいと考えております。
館長	博物館の事業についてご案内いたします。 (博物館特別展及び地方史研究会飯能大会についてチラシをもとに説明)
主幹	以上となります。 委員のみなさまからは何かございますか。 (なしの声あり)

主幹	ないようですので、その他につきましては以上といたします。 それでは、本日予定していた内容は全て終了いたしました。 ありがとうございました。以上で令和８年度第１回文化財保護審議委員会を閉会いたします。 午後４時００分 閉会
議事のでん末、概要を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名します。 令和　８年　　月　　日 議　長　の　署　名　_____	